

【2017 春の安全週間】

期 間 : 2017年3月11日(土) ~ 20日(祝)

主テーマ: まめな「点検」と「訓練」の実践

- ・安全週間期間中に、艇や装備の「点検・整備」、実践「訓練」を実施しましょう!

上記の通り、「2017 春の安全週間」を実施します。この機会に、艇や装備品の点検整備、事故を防ぐ為あるいは事故発生後の訓練を実施しましょう!

【JSAF 外洋特別規定に関して】

下記2点に関して、特に留意ください。

1. 「落水救助訓練の義務化」(年1回以上)

2. 「ライフジャケット/ハーネステザーに関わる国内規定」は2017年3月末まで。

1. 「落水救助訓練の義務化」(年1回以上)

2016年の改訂時に**少なくとも年1回**の「落水救助訓練」が義務づけられました(規定番号6.04.1)。規定改正から間もなく1年です。2017年も落水救助訓練が必要です。今年も必ず実施しましょう!

最近では各地の加盟団体・特別加盟団体、あるいはヨットクラブ主催での安全講習会が開催されているのが見受けられます。そこで落水救助訓練も実施されているようですが、実際に訓練に参加される方は数名のみです。その他の方は、見学しているだけで落水救助訓練を行った気になっていませんか?

安全講習会に出席して落水救助訓練を見学しただけでは訓練したことはありません。訓練は「自ら実践」しなければ「訓練」ではありません。(下記写真参照)



↑ 訓練した人



↑ 見学者は訓練したことになりません

2. 「ライフジャケット/ハーネステザーに関わる国内規定」は 2017 年 3 月末まで

JSAF 外洋特別規定の「国内規定」のうち、ライフジャケットに関わる<5.01.1>とハーネステザーに関わる<5.02.1>は、記載されている通り 2017 年 3 月末まで有効です。**2017 年 4 月以降、上記国内規定は適用されず、World Sailing の規定通り**となります。

具体的には、World Sailing の規定品 (ISO 適合品など) に加えて、船検対応 (桜マーク付き) ライフジャケットでも可としていましたが、これが不可となり ISO 適合品などのみになります。

JSAF 外洋特別規定あくまでもレースにおける規定ですので、ISO ライフジャケットを搭載していれば法令で定められた備品 (桜マークライフジャケットなど) を搭載しなくてよいというわけではありませんので、ご注意ください。

以上

===== 訓練の記録画像募集！ =====

みなさんが実施した訓練の画像や動画、あるいは facebook、youtube などの URL を JSAF 外洋安全委員会へお知らせください。

JSAF 外洋安全委員会の facebook に画像の掲載または、それぞれの facebook や youtube をシェアして、全国のセーラーの参考として紹介したいと考えています。

画像・URL の送付先： anzen-offshore@jsaf.or.jp